

### 情報提供申出書に基づく提供情報の取扱いについて

地域包括支援センター及び居宅介護支援・介護予防支援事業所等の皆さまからの申出に基づき、本市が提供した「要介護認定等に関する情報」の取扱いにつきまして、本来の利用目的を逸脱していると言わざる得ない状況を確認しております。

例えば、

○認定調査に同席したケアマネジャーが前回認定時の認定調査内容等を持参し、「前回の判断はこうだった」等と調査員に伝えてくる

○認定を受けられた方から認定結果について問合せがあった際に、「ケアマネジャーに内容をみせてもらった」との発言が聞かれる

などといったことです。

本市が提供いたします、「要介護認定等に関する情報」の活用につきまして、今一度のご確認をお願いします。

別添資料の「様式第1号 要介護認定等に関する情報提供申出書」には、提供資料の使用目的や遵守事項等にアンダーラインを引いてありますので、今一度ご確認くださいようお願いいたします。

なお、「様式第1号 要介護認定等に関する情報提供申出書」を各事業所でコピーし使用されている場合も多いかと存じますが、裏面の【遵守事項】が印刷されていない用紙を持参される場合も散見しております。必ず両面を印刷しご使用ください。

当係では、年間1万6千件ほどの申出書に対応しております。情報提供の目的外使用または情報漏洩等、運用上の問題が大きくなった場合、情報提供のあり方自体を見直さざる得ない事態になりかねません。今一度、遵守事項を確認いただき、適正な運用にご協力をお願いします。